



産業廃棄物の排出抑制・資源循環促進に効果のある 施設整備 & 調査研究を支援

令和7年度 福島県サーキュラーエコノミー促進支援事業補助金 募集要領

補助対象事業

①産業資源循環等施設整備事業

：産業廃棄物の排出抑制や再生利用等を目的とした施設整備に対する補助

【補助対象者】

- ・県内の産業廃棄物排出事業者
- ・県内の産業廃棄物処理業者

②産業廃棄物処理 DX 化推進事業

：産業廃棄物適正処理を効率化させる DX 導入施設整備に対する補助

【補助対象者】

- ・県内の産業廃棄物排出事業者
- ・県内の産業廃棄物処理業者

③産業資源循環等調査研究事業

：産業廃棄物の排出抑制や資源循環に繋がる技術開発等を目的とした調査・研究に対する補助

【補助対象者】

- ・県内の大学、短期大学及び高等専門学校

募集期間

令和7年5月23日(金)から令和7年7月14日(月)まで

問い合わせ先

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号(西庁舎10階)

福島県 生活環境部 産業廃棄物課

TEL:024-521-7264 FAX:024-521-7984

MAIL:sangyou@pref.fukushima.lg.jp

HPはこちら



目 次

I 事業の概要	1
1 事業の目的	
2 補助対象者	
3 補助対象事業	
4 補助金の補助率及び補助限度額	
5 補助対象経費	
6 補助事業期間	
II 補助金事業の事務手続き	6
1 事業計画書の提出	
2 募集期間	
3 提出方法	
4 事業計画書の審査	
5 申請の取下げ	
6 事前着手	
7 補助事業の公表	
8 事業の変更、中止等	
9 事業の状況報告	
10 事業の実績報告	
11 事業の経過報告等	
12 提出書類	
III 留意事項	14
1 廃棄物処理法上の取扱い	
2 申請に係る留意事項	
3 経費の取扱い及び出納関係書類の管理	
4 取得財産処分の制限	
5 補助事業及びその効果の発信	
6 アンケート調査等への協力	
IV 令和7年度実施スケジュール(予定)	16

I 事業の概要

1 事業の目的

この補助事業は、サーキュラーエコノミー(従来の3Rに加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化などをとおして付加価値を生み出す経済活動)の実現に向け、県内の産業廃棄物の排出抑制、資源循環を促進させるため補助制度となっています。

この補助事業は福島県産業廃棄物税を活用しています。

2 補助対象者

補助対象者は、事業の区分ごとに次の要件を全て満たす者を対象とします。

事業の区分	補助対象者となる要件
産業資源循環等 施設整備事業	● 事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場を県内に設置している者(以下「排出事業者」という。)及び廃棄物処理法(以下「法」という。)に基づく産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を福島県知事(福島県内の中核市の長を含む。)から受けている者(以下「処理業者」という。) ● 補助対象となる設備、施設(以下、「施設等」という。)を福島県内に整備するものであって、当該施設等の整備完了後、速やかに事業化できる者 ● 法第14条第5項第2号イからへの各規定(以下「欠格要件」という。)に該当しない者 ● 県税の滞納がない者 ● 補助事業を継続して安定的に行うことが見込める者 ● 補助事業について、国、他の地方公共団体等から助成を受けていない者
産業廃棄物処理 DX化推進事業	● 排出事業者及び処理業者 ● 補助対象となる施設等を福島県内に整備するものであって、当該設備等の整備完了後、速やかに事業化できる者 ● 欠格要件に該当しない者 ● 県税の滞納がない者 ● 補助事業を継続して安定的に行うことが見込める者 ● 補助事業について、国、他の地方公共団体等から助成を受けていない者
産業資源循環等 調査研究事業	● 県内の大学、短期大学及び高等専門学校(以下「大学等」という。) ● 大学等の長からの承諾、承認を受けた調査研究であること ● 補助事業について、国、他の地方公共団体等から助成を受けていないこと

3 補助対象事業

対象となる事業は、上記2に定める補助対象者が行う事業とし、事業の区分ごとに次の要件を全て満たすものとします。

事業の区分	補助対象事業となる要件
産業資源循環等 施設整備事業	● 産業廃棄物の排出抑制、減量化又は再生利用の効果が高いものであること ● 新たに設置又は改良する施設等であること ● 福島県の別の補助制度を活用する施設等でないこと ● 施設等の産業廃棄物排出抑制、減量化又は再生利用システム等において先進性を有すること ● 県内への波及効果が高いものであること ● 事業の実施に伴って発生する環境負荷について、その低減のための十分な配慮がなされていること ● 焼却施設及び最終処分場等、廃棄物の処理・処分を主たる目的とするものでないこと ● 移動式処理施設の整備を目的とするものではないこと
産業廃棄物処理 DX化推進事業	● DX化することで従前よりも効率的に産業廃棄物の適正処理の管理などが行えるものであること ● 新たに設置又は改良する施設であること ● 福島県の別の補助制度を活用する施設でないこと ● 産業廃棄物の適正処理に資する事業の効率化又は再生資源化率の向上等において先進性を有すること ● 県内への波及効果が高いものであること ● 事業の実施に伴って環境負荷が生じる場合は、その低減のための十分な配慮がなされていること
産業資源循環等 調査研究事業	● 調査・研究の検証結果に基づいて処理施設や付帯施設の改良が行なわれることで、処理施設周辺環境への影響の回避・低減に対する効果が高いこと、又は、生産施設等の設置や改良、再生利用製品の製造等が行われることで、産業廃棄物の排出抑制等の効果が高いこと ● 福島県の別の補助制度を活用する施設でないこと ● 県内への波及効果が高いものであること

4 補助金の補助率及び補助限度額

この補助金の補助率及び補助限度額は次のとおりです。ただし、千円未満は切捨てるものとします。

事業の区分	産業廃棄物の種類	補助率	補助限度額
産業資源循環等 施設整備事業	・汚泥 ・廃プラスチック類 ・ばいじん(石炭火力発電所から排出されたものに限る)	3分の2	1,200万円
	上記以外	2分の1	
産業廃棄物処理 DX化推進事業	すべて	2分の1	300万円
産業資源循環等 調査研究事業	すべて	定額	50万円

5 補助対象経費

補助対象経費は、事業の区分ごとに以下のとおりとします。

(1) 産業資源循環等施設整備事業

経費の区分	対 象 経 費
機械装置 ・工具器具費	機械装置若しくは工具器具の購入、据付け又は改良に要する経費
	● 当該事業に必要な機械装置又は自社により機械装置を製作する場合の部品の購入に要する経費 ● 当該事業に必要な機械装置を外注により製作、改良又は据付けをする場合、これに要する経費(「改良」とは、機能を高めるための行為をいう。)
構築物費	構築物の建造、改良又は購入に要する経費
	● 当該事業に必要な構築物の自社建造又は改良に係る鋼材等の購入に要する経費(「構築物」は、当該事業に際し必要不可欠で補助の対象として適切なものに限る。) ● 当該事業に必要な構築物を外注により建造又は改良をした場合、これに要する経費
その他の経費	その他、当該事業に際し必要不可欠で補助の対象として適切なものに要する経費

(2)産業廃棄物処理DX化推進事業

経費の区分	対 象 経 費
機械装置・ 工具器具費	機械装置若しくは工具器具の購入、据付け又は改良に要する経費 ● 当該事業に必要な機械装置又は自社により機械装置を製作する場合の部品の購入に要する経費 ● 当該事業に必要な機械装置を外注により製作、改良又は据付けをする場合、これに要する経費(「改良」とは、機能を高めるための行為をいう。)
構築物費	構築物の建造、改良又は購入に要する経費 ● 当該事業に必要な構築物の自社建造又は改良に係る鋼材等の購入に要する経費(「構築物」は、当該事業に際し必要不可欠で補助の対象として適切なものに限る。) ● 当該事業に必要な構築物を外注により建造又は改良をした場合、これに要する経費
委託料	外注等などの委託に要する経費
リース料	補助事業を実施するために直接必要な機械装置、サービス等の借用費
その他の経費	その他、当該事業に際し必要不可欠で補助の対象として適切なものに要する経費

(3)産業資源循環等調査研究事業

経費区分	対 象 経 費
調査・研究 設備等設置費	機械装置若しくは構築物の購入、設置又は改良に要する費用 ● 当該事業に必要な機械装置又は自社により機械装置を製作する場合の部品の購入や、外注により製作、改良又は据付けをする場合、これに要する経費 ● 当該事業に必要な構築物を自社若しくは外注により建造又は改良をする場合、これに要する経費
消耗品費	原材料費及び消耗品費で、おおむね単価10万円以内のもの ● 在庫品使用の場合は庫出日における社内標準単価に使用量を乗じて得た額 ● 製造の場合は製造原価 ● 購入の場合は購入価格 ● 原材料については、使用したものについてのみ支払いの対象となる。購入しても使用していない場合、支払いの対象とならない。使用簿の整理を要する。
報償費	技術指導を受ける際に要する謝金(社内規定など、根拠が明白な費用)
委託料	外注加工、委託分析又は大学研究者への研究委託等に要する経費 (全事業費の2/3を超えないこと。)
通信運搬費	補助事業を実施するために直接必要な通信費及び運搬費で、通常業務と区別できること
リース料	補助事業を実施するために直接必要な機械装置等の借用費
その他の経費	その他、当該事業に際し必要不可欠で補助の対象として適切なものに要する経費

※ 機械装置・工具器具の中古品は、価格の確定が困難なため、補助対象外です。

※ 単なる施設の整備や機械、器具等の購入及び更新のみの申請とみなされるものは対象外です。

※ 既に補助対象物件を取得しているもの又は施設整備が完了しているものは対象外です。

※ 補助対象物件の数量及び金額は、当該事業の規模から見て適正な範囲とします。

6 補助事業期間

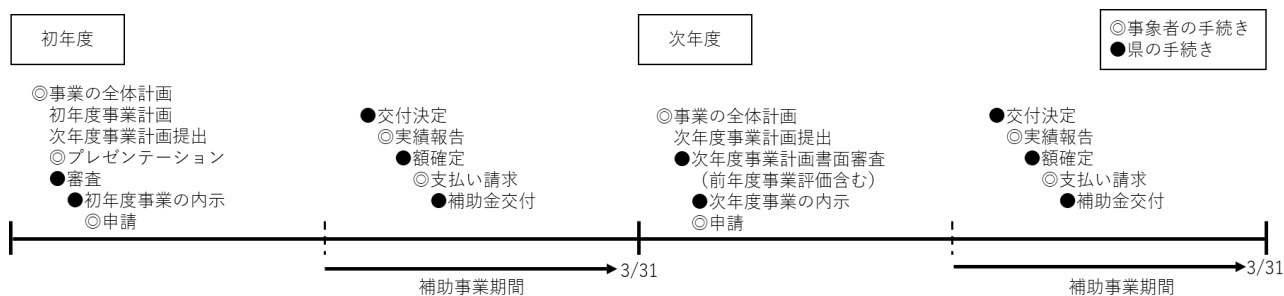
補助事業期間は、交付決定の日から翌年3月 31 日までとなります。

交付決定前に着手した事業は、一部の例外(「Ⅱ 補助金事業の事務手続き」の「6 事前着手」参照)を除き、補助の対象とはなりませんので御注意ください。

また、補助事業期間内に代金支払いまでの全事業を完了する必要がある、完了できない場合、交付決定は取消になります。

なお、補助事業期間内に事業を完了できない合理的な理由がある場合、2ヵ年度を限度に、事業を分けて実施することができます。その場合、事業を実施する初年度と次年度にそれぞれ分けて手続きを行う必要があります、補助事業期間は、各年度の交付決定の日から翌年3月 31 日までとなります。

【2カ年度事業に係るスケジュール(参考)】



<2カ年度事業に係る留意事項>

- 初年度に、事業の全体計画、初年度の計画及び次年度の計画を提出し、知事の承認を受ける必要があります。
- 2カ年度の補助金の合計額は、上記4の表中の補助限度額となります。
- 次年度事業は、初年度事業の完了を前提としており、初年度事業が完了していない場合、次年度事業は採択されません。
- 補助金交付等の手続きは各年度ごとに行うため、審査の結果、次年度事業の補助額が申請額より少なくなる場合や採択されない場合もあります。

Ⅱ 補助金事業の事務手続き

1 事業計画書の提出

福島県サーキュラーエコノミー促進支援事業補助金の交付を受けようとする場合、事業計画書（要領様式第1号）を紙7部（正本1部、副本6部。副本に添付する証明書類はコピー可。1部ずつフラットファイルに綴じること。）及びデータ（CD-R等）を提出してください。事業計画書には、ページ番号を記載し、分かりやすく作成してください。

なお、事業計画書には、以下「12 提出書類」に記載の書類を添付してください。

2 募集期間

下記の募集期間に受付します。

■令和7年5月23日（金） ～ 令和7年7月14日（月）まで

3 提出方法

事前に御連絡の上、送付又は来庁により提出してください。なお、提出いただいた書類及びデータについては、返却しませんので御了承ください。

<提出先>

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号（西庁舎10階）

福島県 生活環境部 産業廃棄物課

TEL:024-521-7264 FAX:024-521-7984

MAIL:sangyou@pref.fukushima.lg.jp

4 事業計画書の審査

補助金の交付内定先の選定に当たっては、学識者等で構成する委員会において、プレゼンテーション審査を行います。事業計画書を提出した事業者へは、別途、プレゼンテーション審査日時等を御連絡します。

なお、審査は、以下の観点で総合的にを行いますので、事業計画書の作成に当たっては、その内容が明確に分かるよう留意してください。

(1) 産業資源循環等施設整備事業

審査項目	審査内容
排出抑制等に資する効果	産業廃棄物の排出抑制、減量化又は再生利用に効果が高い事業であるか。
波及効果	事業の実施による県内への波及効果はどのようなものか。
事業の先進性	既存の技術・施設等と比較し、事業に先進性があるか。
環境への配慮	事業の実施に伴って環境負荷が発生する場合、低減させるための配慮（汚水の処理、騒音等の低減策など）がなされているか。
事業の実施計画	事業者の経営内容は堅実であるか、補助事業に要する自己資金の調達能力が十分であるか、また、期間内に補助事業を完了する見込みがあるか。

事業の実施体制	補助事業完了後、速やかに事業化が可能か、また、事業を継続して安定的に行い得るか。
加点措置	パートナーシップ構築宣言を行い、公表しているか。

(2)産業廃棄物処理DX化推進事業

審査項目	審査内容
適正処理に資する効果	産業廃棄物の適正処理に資する事業の効率化又は再生資源化率の向上等において先進性を有すること
波及効果	事業の実施による県内への波及効果はどのようなものか。
事業の先進性	既存の技術・施設等と比較し、事業に先進性があるか。
環境への配慮	事業の実施に伴って環境負荷が発生する場合、低減させるための配慮(汚水の処理、騒音等の低減策など)がなされているか。
事業の実施計画	事業者の経営内容は堅実であるか、補助事業に要する自己資金の調達能力が十分であるか、また、期間内に補助事業を完了する見込みがあるか。
事業の実施体制	補助事業完了後、速やかに事業化が可能か、また、事業を継続して安定的に行い得るか。
加点措置	パートナーシップ構築宣言を行い、公表しているか。

(3)産業資源循環等調査研究事業

審査項目	審査内容
周辺環境への影響回避効果	調査・研究の検証結果に基づいて処理施設や付帯施設の改良が行なわれることで、処理施設周辺環境への影響の回避・低減に対する効果が高いものであるか。
排出抑制等に資する効果	補助事業で行った調査・研究が、廃棄物の排出抑制、減量化又は再生利用に効果が高いものであるか。
波及効果	事業の実施による県内への波及効果はどのようなものか。
環境への配慮	事業の実施及び調査・研究の検証結果に基づいて処理施設や付帯施設の改良に伴って環境負荷が発生する場合、低減させるための配慮(汚水の処理、騒音等の低減策など)がなされているか。

5 申請の取下げ

補助金の交付に当たっては、提出いただいた事業計画書を審査し、必要に応じて、条件を付す場合があります。補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知の受領後 15 日以内に、補助金の交付の申請を取り下げることができます。

6 事前着手

補助金交付内定通知後であって、やむを得ない事情により、交付決定の前に事業を実施しようとする場合は、事前に事前着手届(要綱様式第4号)を提出する必要があります。

<事前着手届を提出する際の留意事項>

- 事前着手届を提出しても、審査の結果、不採択となる場合があります。
- 着手から交付決定を受けるまでの間に、事業計画変更を行うことはできません。
- 交付決定を受けるまでの間に、天変地異等により、実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は事業主体の負担となります。
- 交付決定額は、交付申請額又は内示額より小さくなる場合があります。

7 補助事業の公表

採択された事業は、事業者名や補助金額、以下11(1)の提出資料等を県のホームページで公表しますので、御承知ください。

8 事業の変更、中止等

補助金の交付決定後、次のような事態が生じた場合、事前に、変更(中止・廃止)承認申請書(要綱様式第3号)を提出し、知事の承認を得る必要があります。

- 補助事業の経費の配分又は事業の内容を著しく変更する場合
- 補助事業を中止又は廃止しようとする場合

9 事業の状況報告

補助事業として採択された場合、補助金の交付決定のあった年度の 12 月 31 日現在における状況について、実施状況報告書(要綱様式第6号)により翌年1月 10 日までに提出してください。

10 事業の実績報告

補助事業が完了した場合、事業完了の日(事業の廃止について知事の承認を受けた場合は、承認を受けた日)から起算して 30 日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日(全額概算払により補助金の交付を受けた場合は、当該年度の翌年度の4月 20 日)のいずれか早い日までに実績報告書(要綱様式第7号)を提出してください。

2ヵ年度事業の場合、交付決定された年度が終了した際に、福島県サーキュラーエコノミー促進支援事業補助金年度終了実績報告書(要綱様式第8号)を当該年度の翌年度の4月 20 日までに提出してください。

なお、補助事業者は、仕入控除税額が明らかな場合、これを減額して報告しなければなりません。

また、補助事業完了後、仕入控除税額が確定した場合、その金額(すでに報告済みの事業主体はその金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定報告書(要綱様式第9号)により、速やかに報告してください。

11 事業の経過報告等

(1) 補助事業の概要等の報告

補助事業が完了した日の翌年度4月30日までに、以下の書類を提出してください。

資料名	報告内容
補助事業概要 (任意様式)	以下6項目について、補助事業実施年度の3月31日現在の状況を報告すること。 ①補助事業実施年度 ②事業名 ③事業の背景 ④事業の概要 ⑤補助金活用前後の処理フロー ⑥補助金活用前後の産業廃棄物の排出抑制等の効果
設備の写真	補助金を活用し、新設又は改良等を行った設備の写真2～3枚程度 (産業廃棄物排出抑制等調査研究事業を除く。)

(2) 事業の経過報告

補助事業が終了した翌年度1年間の実施状況(事業の区分ごとに以下の内容)をまとめ、経過報告書(任意様式)により補助事業が終了した翌々年度の4月30日までに提出してください。

また、報告書に係る証拠書類は補助事業終了後、3年間保存してください。

事業の区分	報告内容
産業資源循環等 施設整備事業	産業廃棄物の排出抑制等の状況を報告すること ●月毎の廃棄物発生量を、施設導入前の発生量と比較するなど、排出抑制効果を明らかにすること ●廃棄物の再生利用の場合、品質、販路、販売実績などを報告すること
産業廃棄物処理 DX化推進事業	産業廃棄物の処理状況を報告すること ●施設導入前と比較し、適正処理に資するDX導入の効果を明らかにすること
産業資源循環等 調査研究事業	処理施設等への調査・研究の反映等その成果の状況を報告すること。 ●処理施設等に導入された技術の内容や産業廃棄物の排出抑制等への効果、環境負荷の低減の実績報告など ●その後の調査・研究の成果など

12 提出書類

時 期	提 出 書 類
1 応募時	【共通】※ページ番号を記載してください。 ☐事業計画書(要領様式第1号) ☐別紙1(事業計画書) ☐誓約書(要領様式第2号) ☐別紙2 経営状況表(法人の場合) ☐別紙3 資産に関する調書(個人の場合) ☐直近3期分の賃借対照表及び損益計算書(法人の場合) (新規法人等で過去 3 期分用意できない場合は、用意できる分に加えて、今後5年間の収支計画書(任意様式)) ☐定款又は寄付行為及び登記事項証明書(法人の場合) ☐納税証明書(県税に未納がないことを証明するもの(福島県税に限る)) ☐住民票の写し(個人の場合) ☐事業実施に必要な取得済みの法、その他関係法令の許可・届出等の写し ☐補助事業の実施場所の付近見取り図 ☐施設等の配置図、系統図、構造図、平面図、仕様書、設計計算書 ☐見積書、価格表、カタログ等取得希望物件の価格、内容等が分かる資料 ☐会社案内等のパンフレット 【産業資源循環等施設整備事業の場合】 ☐産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用の効果の算定に関する資料 ☐設備投資費用回収計画表(任意様式) ※設備投資に係る費用及び維持管理費用の回収方法並びに回収期間を記載してください。 ☐設備稼働後の具体的な運用計画(任意様式) ※設備に投入予定の廃棄物の排出元、投入予定量、設備の稼働計画を記載してください。 ☐産業廃棄物処理に要する費用に関する資料及び経費算出に係る根拠資料 【産業廃棄物処理DX化推進事業の場合】 ☐産業廃棄物の適正処理の効果の算定に関する資料 ☐設備稼働後の具体的な運用計画(任意様式) 【産業資源循環等調査研究事業の場合】 ☐研究計画書(修士課程研究計画書と同程度のもの) ☐構成事業者一覧表(共同体形式で実施する場合に限る) ☐研究者間の確認書、誓約書、協定書等(共同研究体形式で実施する場合に限る) ☐技術指導受入に当たる指導内容を確認できる書類 ☐現有(使用)する設備の能力・仕様が分かる資料 ☐所属機関の長の承諾する書類

時 期	提 出 書 類
2 採択された場合 (交付申請時)	☐ 交付申請書(要綱様式第1号又は第2号) ☐ 上記1の提出書類一式 (登記事項証明書及び納税証明書は、応募時から変更がない場合、コピー可)
3 内示後、交付決定 前に着手する場合 (必要が生じた場合)	☐ 事前着手届(要綱様式第4号) ※事前に知事の承認が必要
4 事業計画に変更等 が生じた場合 (必要が生じた場合)	☐ 変更(中止・承認)申請書(要綱様式第3号) ☐ 概算払請求書(要綱様式第5号) } ※事前に知事の承認が必要
5 状況報告 (1/10 まで)	☐ 実施状況報告書(要綱様式第6号) ☐ 当初計画に対する進捗状況を明確に記載した書類(任意様式)
6 2ヶ年にわたる 場合	☐ 年度終了実績報告書(第8号様式) ※交付決定された年度のみ
7 事業終了時	☐ 実績報告書(要綱様式第7号) (以下、実績報告書の添付書類) 【共通】 ☐ 別紙4(実績報告書) ☐ 納品時の設備等の仕様書(原本の写し) ☐ 見積書、相見積書(理由書)、注文書の写し、注文請書、納品書、検収調書、請求書、手形の写し又は振込金受取書、当座勘定照合表、領収書 ☐ 設備等の設置に当たっての作業内容を証明する書類(工事の作業日報など) ☐ 設備等の設置作業の写真 ☐ 設備導入後、設備の稼働状況を確認できる書類(現場の作業日報など) ☐ 導入設備の写真 ☐ その他必要な書類 【産業資源循環等施設整備事業の場合】 ☐ プラント図面一式(設備設置図面、設備設計図面等) ☐ 事業実施場所の所在地図 【産業廃棄物処理DX化推進事業の場合】 ☐ プラント図面一式(設備設置図面、設備設計図面等) ☐ 事業実施場所の所在地図 【産業資源循環等調査研究事業の場合】 ☐ 技術指導受入に係る契約書(原本の写し) ☐ 技術指導受入に当たって指導内容を証明する書類 ☐ 共同研究開発に係る契約書(原本の写し) ☐ 共同研究開発に係る報告書

時 期	提 出 書 類
7 事業完了後、仕入控除額が確定した場合	☐ 消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定報告書(要綱様式第9号)
8 実績報告書提出後	☐ 交付請求書(要綱様式第10号)
9 事業終了の翌年度(4/30まで)	☐ 補助事業概要(任意様式) ☐ 補助金を活用し、新設又は改良等を行った設備の写真
10 事業終了の翌々年度(4/30まで)	☐ 経過報告書

Ⅲ 留意事項

1 廃棄物処理法上の取扱い

- 廃棄物の取扱いについては、法や県、立地市町村等の関係条例に係る諸手続きをよく確認し、立地予定場所を所管する地方振興局及び市町村の廃棄物担当部署と十分協議を行った上で、事業計画を作成してください。

なお、施設設置や処分業の許可が必要な場合は、事業計画期間内に許可の取得が確実に見込まれるかという点について、十分に検討してください。

2 申請に係る留意事項

- 提出された書類に不備があった場合や内容が不明確な場合には、担当者から連絡しますので、速やかに対応できるような体制にしてください。
- 審査の途中経過に関する問い合わせには一切応じられませんので、予め御了承願います。

3 経費の取扱い及び出納関係書類の管理

- 補助対象物件を購入する際は、証拠書類として、カタログ、仕様書、見積書、相見積書(理由書)、注文書の写し、注文請書、納品書、検収調書、請求書、手形の写し又は振込金受取書、当座勘定照合表、領収書を整理の上、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管してください。ただし、「機械装置等」を購入した場合は、「補助等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限を定める省令」(昭和 53 年8月5日通商産業省告示第 360 号)及び所得税法又は法人税法の減価償却資産の耐用年数を定める省令に基づき、その該当償却期間は、整備、保管してください。
- 補助事業の経費は、できる限り、専用の管理簿や通帳を準備するなど、対象経費を他の事業と明確に分けて整理・処理してください。
- 補助対象経費は、単独の支払いにするなど、他の支払いとは明確に区別してください。
- 支払いはできる限り銀行振り込みにより行ってください。振込手数料は補助の対象外です。
なお、約束手形での支払いについては、補助事業期間中に決済されるもののみ認めます。
- 補助対象経費の支払いについては、現金及び回し手形での支払いはできません。
- 補助金の支払いは、補助事業終了後、原則として精算払いとなります。

4 取得財産処分の制限

- 補助事業により取得又は効用の増加した機械等(以下「財産」という。)については、補助事業完了後も善良な管理者の注意を持って管理し、補助金交付の目的にしたがって効率的な運用を図らなければなりません。財産について、取得財産管理台帳兼取得財産証明書(要綱様式第11号)に記帳整理し、該当償却期間は備えてください。他の用途への使用や、採択を受けた事業の目的以外の用途への転用はできません。また、知事が定める期間を経過する以前に当該財産を処分する必要があるときは、事前に知事の承認を得る必要があります。さらに、当該財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付する必要があります。

5 補助事業及びその効果の発信

- 補助金の交付を受けた場合は、産業廃棄物の排出抑制や再生利用等の促進及び産業廃棄物の処理効率や再生資源化率の向上のため、補助事業やその効果、産業廃棄物税について、補助事業者の HP や SNS 等の任意の方法により発信してください。

6 アンケート調査等への協力

- 補助金の交付を受けた場合は、県が効果検証や SNS 等による PR の取組の確認のために実施するアンケート調査等に協力していただくことがあります。また、アンケート調査等により把握した結果について、インターネット、その他の方法により公表することがあります。

Ⅳ 令和7年度実施スケジュール(予定)

事:補助事業者 県:福島県

年間予定	時期	補助事業者	福島県	書類等
募集開始	5月23日から	事前相談 ※提出書類の準備	補助事業の告知 相談受付・対応	
募集締切	7月14日まで	事業計画書の作成	受理 形式審査	事業計画書 (事→県)
ヒアリング・現地調査	7月中旬	県のヒアリング等 への対応	ヒアリング・現地調査	
選定委員会の開催	7月下旬	委員会で事業計画の プレゼンテーション	審査	
補助事業者の内定	8月上旬		交付内定の通知	交付内定通知 (県→事)
(必要に応じて) 事前着手	交付内定後、 交付決定前に事業着手 したい場合	事前着手届の作成 (事前承認が必要)		事前着手届 (事→県)
交付申請	8月上旬	申請書の作成		交付申請書 (事→県)
交付決定	8月下旬		交付決定の通知	交付決定通知 (県→事)
事業開始 (契約、発注等)	交付決定日以降	事前着手		
	計画に変更等が 生じた場合	変更申請書の作成 (事前承認が必要)	ヒアリング・現地調査	変更(中止・承認)申請書 (事→県)
事業の状況報告	1月10日まで	12月31日現在の 実施状況報告書の作成	受理	状況報告書 (事→県)
完了 (事業及び支払の完了)	事業完了後速やかに	完了報告書の作成	受理	完了報告書 (事→県)
実績報告	事業完了日から30日 以内又は3月31日の いずれか早い日	実績報告書の作成	受理	実績報告書 (事→県)
竣工検査		県の竣工検査への対応	出納関係書類原本 ・現場確認	出納関係書類等
額確定通知		確定金額の確認	(必要に応じて) 額の確定通知	額確定通知 (県→事)
補助金の請求		請求書の作成	受理	請求書等 (事→県)
補助金支払			補助金支払	
補助事業概要等の報告 ※事業終了の翌年度のみ	完了翌年度 4月30日まで	補助事業概要の作成、 新設等を行った設備の 写真撮影	受理 HP掲載	補助事業概要設備の写真 (事→県)
事業の経過報告 ※事業終了の翌々年度のみ	完了翌々年度 4月30日まで	経過報告書の作成	受理	経過報告書 (事→県)